慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	財政経済評論
Sub Title	
Author	浪速, 次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.6 (1919. 6) ,p.793(129)- 798(134)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190601-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

量は有效的需要量に一致するに至る。何となれば供給と需要とが一致することは地主、勞働者並に資本家の利益にして、供給が有效的需要に決して超過せざるを利とす。而して有效的需要に對して供給が不足せざることはすべての人の利益なり。

かくて、自然價格は中心價格 Central price にして、すべての價格は此中心價格に吸引せらる。或種の事情によりて價格は自然價格以上に騰り又は夫れ以下に下る。然れども如何なる事情の下にあるも價格は常に自然價格に吸引せらるゝ傾向を有せり。市價は自然價格以上に長く留ることあるも永く其以下に留まること難し。何となれば完全なる自由競爭の許さるゝときは、價格が自然價格以下に止まることによりて、影響を受くる生產要素の所有者は之れを他の需要多き方面に移すべければなり。されば需要供給の關係は市價をして自然價格と一致せしむるに至る。而して自然價格其ものも其構成部分たる勞銀、利潤及び地代の自然率に從て變動し、自然率は社會の狀態によりて變動するものなり。

（七）

斯く市價は自然價格と一致する傾向あるに拘らず或種の價格は人爲的又は自然的現象の爲に永く自然價格以上に留ることあり。此種の價格を獨占價格 Monopoly price. と言ふ。

第一の場合は需要の增加の爲に、市價の騰貴したるときにして、生產者は可成かゝる事情を一般世間に周知せしめず、獨り利益を獲得せんとす。かゝる價格も一種の獨占價格なるも永續すること難し。

第二は製造業に於ける秘密にして商取引の秘密よりも永續す。例へば特殊の製造方法を發明せる者は其の爲に獨占價格を保持することを得るなり。かゝる獨占價格は其特殊勞働に對する報償にして其全資本に對して一定の割合を保ち特殊資本利潤として考へらる。

自然の生產物には土壤並に地位の特殊的性質を有するものあり。かゝる場合も亦獨占價格の現象を見る。其價格中獨占的性質を有するものは地代にして自然率以上に支拂はる。かゝる市價の上騰は自然的原因によりて惹起せらるゝものにして、永續的性質を有せり。

個人又は會社に與へられたる獨占權は商工業上の秘密と同一の結果を生ず。獨占者は常に市場に對する供給を減じ、貨物を其自然價格以上に販賣せり。

獨占價格はすべての場合最高のものにして自然價格即ち自由競爭の價格はすべての場合とは言ひ得ざるも、長期を取るときは最低の價格なり。獨占價格はすべての場合購買者より掠奪し得る最高の價格にして、購買者が支出し得べき最高の價格なり。然るに自然價格は販賣者の提供し得、其業を繼續し得る最低の價格なり。以上はスミスの價値學說中價値、價格の成立に關する部分の大要なり。

（未完）

財政經濟評論

浪速次郎

稅制整理問題　政府は一方に於て歲入の增加を圖り、又一方に於ては租稅負擔の不公平を匡正する目的を以て、稅制整理の調査を開始したと傳へられてゐるが、大藏省の當局が目下第一着に改正を要すると認めてゐるは營業稅並に所得稅であると云はれてゐる。吾人は當局者が如何なる程度の改正を此兩國稅に加へんとしてゐ

るかは知らねど、吾人の觀る所に從へば、改正するを要するは此兩種の租稅のみでなく、稅制の殆んど全部に對して此際整理を施す可きでは無いか。以下簡單に之れに關する私見の一斑を述べて見やう。

一、地租　地租は時價と沒交渉なる登錄地價に對して課せられてゐるが爲め、納稅者の負擔が頗る不公平である。課稅の標準は宜しく之を時價に改め、稅率は地租實收總額を著しく增減せしめざる程度に於て之を輕減す可きではあるまいか。毎年地價を更正するには多くの手數と費用とを要するとの理由で之に反對する人もあらうが、所得稅及び營業稅に就きては毎年同樣の手數を掛けて居るでは無いか。

二、相續稅　現行相續稅率は慥かに低きに失してゐる。二三萬圓以下の遺產に對する課稅は兎も角、夫れ以上の金額に對しては累進率を引上ぐ可きである。之に依りて同稅の實收額を倍加するは容易であらうと考へる。

三、酒造稅　酒造稅は現行率の二倍に爲し得る餘地が充分ある。稅率を倍加せば、酒類の消費が幾分か減退するは明かであるが故に、同稅の實收額は二倍には增加し無いであらうが、一倍半位には爲ると思ふ。

四、煙草專賣價格　煙草の價格も單價十錢以上の品種に對しては二三割位引上げ、之れに依りて專賣局の益金を二三百萬圓增加するは困難では無からう。

五、所得稅　所得稅中第一種甲の稅率は第三種稅率の百分の八十位に改正す可きである。現行稅率は合名及び合資會社の組織に依りて公然脫稅することを奬勵するの結果を呈してゐる。又、第一種乙に對する定率稅は負擔を著しく不公平ならしむるものなるが故に、之にも累進率を課するを至當とする。然しながら、第三種と同一の率を課するは不得策であるから、第三種稅率の百分の五十位に改正すれば、幾分か現存の弊害を除去することが出來ると思ふ。次に第三種に於ては現在年五百圓以上の所得に對して課稅してゐるが、年五百圓と云へば一ヶ月四十二圓弱に過ぎない。斯くの如き少額の所得に對して課稅するは以ての外である。千圓以下の所得は總て免除し、千圓以上の所得に在りては、千圓を控除せる殘額に對して所得を課したが宜い。免稅點を斯くの如く引上ぐれば、夫れ丈け同稅の實收額を減退せしむることには爲るが、一方に於て、法人に對する稅率をば、上述の如く、引上ぐるとせば、結局其實收は現今よりも多額に上るであらうと思はれる。尙ほ夫れ以外に、累進率を引上げなば、更に一層國庫の收入を增すことに爲る。

六、營業稅　數多き我國の租稅中に營業稅程不都合なる稅金はない。營業稅には故意の脫稅が盛んに行はれてゐるが、是れは正直に納稅しては營業者の立つ瀨が無いからである。例へば、物品販賣業に在りては、賣揚が一ヶ年二千圓以上に達すれば、營業稅を徵收するの規定であるが、商品各個に對する利益が假りに平均二割內外であるとすれば、一ヶ年二千圓の賣揚を收むる商人の總利益は一ヶ年僅かに四百圓であつて、一ヶ月三十三圓三十三錢に過ぎ無い。而して之より家賃として金十圓、燈火費、什器の損料等として金二圓合計一ヶ月金十二圓の營業費を差引くとせば、純收入は一ヶ月僅かに二十一圓三十三錢である。之に對して、營業主は左に擧ぐる通り營業稅を支拂はねばならぬ。

金六圓　（賣上金額の萬分の三十）
金八圓四十錢　（建物賃貸價格千分の七十）

金二圓　（從業者一人に付金二圓の割）

合計金十六圓四十錢

此十六圓四十錢の營業稅に對しては更に附加稅を徵收せらるゝのであるが、其率が假りに本稅の二割とすると、本稅及び附加稅の合計は一ヶ年十九圓六十八錢に上るのであつて、夫れの月割は一圓六十四錢に相當する。即ち現行營業稅法は一ヶ月實收僅かに二十一圓內外の者に對して一ヶ月一圓六十四錢の負擔を課してゐるのである。之を重稅と云はずして、天下果して何をか重稅と云はんやである。中流以下に對して比較的苛酷である所得稅ですら、月收四十圓以下の者には免稅してゐるではないか。されば、物品販賣業に於ける免稅點は思切つて、例へば五千圓位迄に引上ぐるを當然とする。他種の營業に於ても之に準じて免稅點を引上ぐるか、或は稅率を輕減し、同時に課稅標準の査定を嚴重に爲し、一は以て負擔の公平を圖り、一は以て納稅道德の改善に資す可きである。

以上、單に重要租稅の改正に對する卑見の一端を披瀝せるに過ぎ無いが、上述の整理を行ふのみにて、租稅の負擔を著しく公平ならしむる以外に、歲入を一億圓程增加することが出來る。從つて、其の一部分を利用して、通行稅、絹物以外に對する織物消費稅、砂糖消費稅、賣藥營業稅、醬油稅等の如き細民に比較的多くの負擔を課する租稅を全廢するは容易の業であると思ふ。

戰時利得稅は早晩廢止せらるゝものであるが故に、之に代る可き財源を求むる必要上、增稅を行はざるを得ずとするも、若し吾人が茲に提唱したる稅制の整理を實行すれば、差引約五六千萬圓の增收と爲るのみならず、自然增收も二三千萬圓に上ることゝ思はれるが故に、上述以外の整理を行ふ必要はあるまい。

電車の乘換制度を全廢せよ　世界の各都市に於ける電車乘換制度中にて東京市の現行制度程複雜なるものは恐らくあるまいと思ふ。線路の系統が既に不秩序極まるものであるが故に、或る目的地に達するが爲めには三四回も乘換る必要を生ずることが稀でないのみならず、乘換毎に新たに乘換切符を請求せねばならぬ結果として、乘客の迷惑は譬ふるに物なしと云はざるを得ない。加之、車內雜沓の際には多數の乘換切符が一時に乘換場にて交付せられ、且つ往々乘客と車掌とが乘換券の効力に就きて論爭し電車を數分間立往生せしむることあるが爲めに、左なきだに不足せる電車の能率が著しく減殺されてゐる。帝都の電車制度に於ける此缺點に對しては夙に識者が匡正を要求して居つた所であるが、乘合自動車會社の開業及び市內地下鐵道の計畫等に刺戟せられてか、市の當局者は漸やく昨今乘換制度の改善策を考案し始めたと云ふことである。新紙の傳ふる所に據れば、電氣局に於て研究中の一案は一枚の乘換券にて幾回にても乘換得る仕組を實行するに在る。此方法を採れば、乘換券の印刷費を一ヶ年數萬圓節約出來ると云ふことである。或は其の通りであらう。然しながら、此新制度の實行は果して何れ丈け乘換場の混雜を緩和することが出來るであらうか。乘換券を引換へる手數は省くことは出來るが、車掌が乘換券を一々精査しなければならぬ故、或は却つて混雜を一層甚だしくする結果を呈するが如き虞れはあるまいか。電氣局にては此外更に乘換に乘換券を要せざる六ヶ月間有効の定期乘車券を發行するの可否を考究してゐると云ふことであるが、是れは抽策中の抽策であると云はざるを得ない。第一、此六ヶ月有効の

定期券は一枚六十圓で販賣するのであるから、使用者は餘り多くあるまいと思はれる。然しながら、假りに多數の人が此定期券を購入するとせば、電車の雜沓は益々甚敷なるに相違ない。如何となれば、其購入者が極度に定期券を利用するは論を俟たずして明かであるからである。殊に此方案の缺點と看做す可きは特に中流以上の者の便宜を圖るの結果を呈するの一事に存する。勞働者階級の者は一ヶ月十圓の電車賃を支拂ふことが出來ず、又其の必要もない。殊に六ヶ月の電車賃を前拂するに於てをやである。

予輩の觀る所に據れば、現行の乘換制度を改善するよりも、寧ろ乘換制度並に往復切符を全廢し、距離の長短に拘らず一回の便乘に金二錢位宛を徴收することに定め、乘換切符に關する種々の弊害を一掃するを以て最善の解決策とせざるを得ない。此方案を實行すれば、或は一回も乘換する必要なき乘客は增加するであらうが、一方に於て長距離の乘客即ち三四回も乘換するを必要とする乘客は減退するに相違ないが故に、結局乘客の總數は殆んど何等の影響を蒙らぬであらう。

而して若し回數券を發行して、之を各停留所附近の商店にて販賣せしめ、且つ車掌の手數を省き車内の混雜を防ぐ爲め、車内に於て乘車券を請求する者に對しては五割增位にて之を賣渡すことに定めなば、電車の能率を著しく增進するを得ると信ずる。

批評と紹介

大塚金之助譯
福田德三補訂『マーシャル經濟學原理』

大正八年四月東京佐藤出版部發行
菊版本文九二九頁定價金六圓五十錢

本書は英國理論經濟學界の巨擘を以て目せらるゝアルフレッド・マーシャール氏 Alfred Marshall の大著にして、英文經濟原論中の白眉たるの稱ある Principles of Economics をば追句的に譯述せるものである。譯者大塚氏は本年商業學研究の爲め歐洲留學を命ぜられ、四月下旬渡米の途に上られし東京高等商業學校の經濟學教授であつて、夙に其の綿密周到なる經濟史的研究に依りて學界に知られてゐる新進の學者である。譯者既に其人を得てゐるのであるが故に、譯書の信頼するに足るものなるは云ふ迄もない。況んやマーシャール研究に於て其人ありと知られたる福田博士の嚴密なる訂正を加へられたるものなるに於てをやである。試みに譯文の數節を原文と對照せるに、譯述の忠實綿密にして、原著書の一言半句だに忽にせざる努力に驚嘆せざるを得なかつた。勿論、譯語の選擇に就きては見る人各々意見を異にする所ある可きも、大體に於て本書を不用に歸せしめ得る新譯書を作ることは絶體に不可能ならずとするも、頗る困難なる事業と云はざるを得まい。

尤も本書は原著述の全部を譯載したものではなく、原書の第五編中第二章以下第十四章迄、第六編の一部分、及び附錄の全部を省略してゐる。吾人は、大塚教授が三ヶ年間の研究を遂へて歸朝せられたる後、本書に省略せる章節中に於て少くとも第五編に屬する部分の譯文を加へて、再版を公にせられんことを切望せざるを得